

ルールづくり
(ルールの在り方を考える)



概要

1 はじめに

法もルールの一つですが、このテーマでは、ルール一般について取り上げています。

ここでは、公共的な事柄について複数の見解が対立している事例や、誰かの自由が他者の自由と衝突している事例を設定し、それぞれの立場に分かれて意見を主張し、その後、異なった意見を調整して合意形成を行い、あるいはルールを作成させるなどのロールプレイ型の指導案などを提示しています。

その中で、生徒たちから、「どのような結論が正解なのか」という質問を受けることがあるかもしれません、決まった正解はありません。

もっとも、どのようなルールでもよいというわけではなく、相対的によりよいルール、つまり、正義にかなった公正なルールとなることを目指し、「ルールの意義・必要性」、「どのようにルールを作るか（手続の公平性）」、「どのようなルールが良いか（ルールの内容）」などの点をよく検討した上で、ルールを作ることが大切です。

そのため、授業を行う際には、合意形成やルールづくりを体験する中で、どのような内容であれば合意できるか、どのようなルールであれば従うことができるかを考え、作ったルールを評価・吟味することで、ルールに対する理解をより深めることを重視していただきたいと思います。

また、ルールは、人々の社会生活を円滑にするための手段ですから、社会情勢の変化や新たに生じた問題に対応するため、既存のルールを見直す場合があります。

2 ルールの意義・必要性について

社会には、様々な価値観や考え方を持った人々が存在しています。このような人々がそれぞれ自由に行動しようとすると、他者の自由と衝突することがあります。

例えば、「室内で犬を飼いたい」と思っているXさんと、「静かな生活を送りたい」と思っているYさんが隣同士の部屋に暮らしていたとします。Xさんが自分の希望のとおりに行動し、犬を飼い始めた場合、犬の鳴き声で、静かに暮らしたいというYさんの自由と衝突してしまうかもしれません。

このように、自由同士が衝突した場合に、ルールがなければどうなるでしょうか。強い立場の人や多数派の自由ばかりが優先され、弱い立場の人や少数派は自由な活動ができなくなってしまうかもしれません。

そのような事態にならないよう、お互いの自由を尊重した上で、調整を行うためにルールは存在しています。ルールは、人々が円滑な社会生活を行う上で必要なものなのです。

もちろん、自由同士が衝突・対立し得る場合には必ずルールを作るべきだというわけではなく、ルールを作らず、個人個人の考えや行動に委ねた方が望ましい場合も考えられます。

また、実際にルールを作るべきかどうかを検討するに当たっては、検討の基礎となるべき事実を正しく認識することも重要ですし、ルールを作る際は、そのルールの目的や機能だけを考えるのではなく、そのルールが社会全体の中でどのような機能を果たすことになるかを評価する視点を持つことも必要です（さ

もなければ、せっかく作ったルールがかえって社会の人々にマイナスを及ぼすことにもなりかねません。)。

ですから、ルールづくりの授業を行うに当たっては、そもそもルールを作るべきなのか、作るとしてもどの範囲でルールを作るべきかについても考えるなど、様々な観点から考察することで、ルールの意義・必要性への理解がより深まると思います。

また、たとえルールが存在していたとしても、誰も従おうと思わないルールでは意味がありません。ルールを作るときの大切なことの一つに、ルールの適用を受ける人たちがそのルールに納得するということがあります。一人でも多くの人たちの納得を得るためにには、どのようにルールを作るか（手続）と、どのようなルールが良いか（内容）の二つのポイントがあります。

3 どのようにルールを作るか（手続の公平性）

(1) みんながルールづくりの過程に参加していること

例えば、学校全体に関わるルールであるにもかかわらず、自分のクラスだけがそのルールを作る話合いに参加できなかつたら、どう思うでしょうか。「勝手に作られたルールなんて守りたくない」と思うのではないかでしょうか。そのルールによって自分たちが不利益を受けるのであれば、なおさらです。

反論したり、意見を述べたりする機会を与えられないまま、一部の人たちだけで作ったルールでは、そのルールによって不利益を受ける人たちの納得は得られません。自分たちが主体的に参加し、作成したルールだからこそ、守らなくてはならないという気持ちになるのです。また、ルールを作る際には様々な観点からの考察を加えることが重要ですから、様々な立場の人がルールづくりに関与することは、よりよいルールを作るためにも有益です。つまり、みんなに関係するルールはみんなで決める、みんながルールづくりの過程に参加する、ということが大切なのです。

この「みんなのことはみんなで決める」という考え方を民主主義と言います。

(2) 少数者への配慮

それでは、みんながルールづくりの過程に参加すれば、どのようなルールを定めてもよいのでしょうか。

ルールには、1対1の関係を調整する場合と、多数の利害を調整する場合があります。そして、多数の利害を調整する場合には、多くの場合、少数の立場が生まれます。ルールを作るときに大切なのが、この少数の立場への配慮です。

みんなでルールを決めるとき、話合いで折り合いが付けば良いのですが、話合いで決まらない場合に決着を付ける一つの手段として、多数決があります。集団の意思の決定には、多数決が適しており、みんなで話し合って多数決で決定したことは、みんなで守ることが大切です。

しかし、多数決には、時として、少数者の利益を不当に侵害しかねない面もあります。いくら、みんなが話合いに参加していたとしても、多数決によって、個人の尊厳を否定したり、特定の少数者だけが不当に不利益を被ったりするルールを定めることは許されません。

例えば、学年集会で騒いだ生徒に対して反省を促す目的で、多数決によって、「1か月の間、学校内で誰とも話をしてはいけない」といったルールを定めることは、当該生徒の人格や気持ちを無視し、個人の尊厳を否定するものであり、許されません。

また、部活動に所属している生徒が35人、所属していない生徒が5人というクラスにおいて、多数決で掃除当番を決めるに当たり、「部活動に所属していない5人が日替わりで掃除当番となる」といっ



たルールを定めることは、特定の少数者だけが不当に不利益を被るものであり、許されません。

自分が少数者の立場に立ったときのことを想像すれば、そのようなことが許されないことはイメージしやすいのではないでしょうか。

◆ 4 どのようなルールが良いか（ルールの内容）

ルールの内容を評価する視点としては、次のようなものがあります。

（1）手段の相当性（目的達成のために役に立つルールであるかどうか、役に立つとしても、手段として適切か）

例えば、SNSでのいじめを防止するため、「学校でも家でもスマートフォンを持つことを一切禁止する」というルールが作られたとします。

このようなルールについては、スマートフォンの所持を禁止しても、いじめがなくなるわけではない一方で、家庭の都合などで連絡用にスマートフォンを使っていた生徒にとっては、必要な連絡手段が奪われてしまうことになります。

このようなルールは、目的達成への寄与度が低い上、特定の人に過大な不利益を与えるものであり、手段の相当性が欠けたルールと言えます。

（2）明確性（意味がはっきりと分かるか、複数の解釈ができるのか）

ルールの内容が明確でないと、そのルールが何を意味しているのかを巡って混乱が生じますし、紛争の解決にも困難を生みます。そのようなことがないように、誰が見ても、はっきりと意味が分かるように表現することが必要です^(*)。

例えば、「部活動の雰囲気を乱した人は、部活動に来てはならない」というルールがあったとします。このようなルールだと、「部活動の雰囲気を乱した」という部分が何を意味するのか曖昧であり、人によってその解釈が異なるため、明確性が欠けたルールと言えます。

※ なお、実際の法律の規定には、様々な理由から明確化できないことがやむを得ないとされているもの、あえて明確化せずに抽象的な原理を宣言する意義が認められているものも珍しくありません。例えば、民法第1条第3項には、「権利の濫用は、これを許さない」という規定があります。

つまり、ルールを明確化することは重要ですが、それだけがルールの善し悪しを決める判断基準なのではなく、ルールの目的に応じたルールづくりが必要なのです。

（3）平等性

ここでいう平等性とは、立場を入れ替えてもそのルールを受け入れられるということを意味しています。みんなが全く同じ取扱いを受けるべきだということを意味するのではありません。

例えば、男子生徒が掃除をさぼって女子生徒ともめることが多いクラスで、「掃除は男子生徒のみで行う」というルールを作ったとします。女子生徒からすると、このルールに納得するかもしれません、もし、女子生徒に男子生徒と立場を入れ替えて考えてみたらどうか、と聞えば、そのルールを受け入れることはできないと考えるのではないかでしょうか。このようなルールは、平等性が欠けたルールと言えます。

以上のような点に着目し、作成したルールについて評価する機会を設けると、生徒の理解がより深まるものと思います。



指導案(4)

大学入試のアファーマティブ・アクションについて考えよう

●目標

- ・作成したルールをどのような視点で評価すればよいか（手段の相当性、明確性、平等性）について考えさせ、理解させる。
- ・社会情勢の変化や新たに生じた問題に対応するため、既存のルールを修正する場合があることを理解し、主体的にルールを作成し、利用する意識を育てる。

●教科等

- ・公民科「公共」

A 公共の扉

(3) 公共的な空間における基本的原理

自主的によりよい公共的な空間を作り出していこうとする自立した主体となることに向けて、幸福、正義、公正などに着目して、課題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識を身に付けること。

- (イ) 人間の尊厳と平等、個人の尊重、民主主義、法の支配、自由・権利と責任・義務など、
公共的な空間における基本的原理について理解すること。

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

自立した主体としてよりよい社会の形成に参画することに向けて、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、幸福、正義、公正などに着目して、他者と協働して主題を追究したり解決したりする活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 次のような知識及び技能を身に付けること。

- (ア) 法や規範の意義及び役割、多様な契約及び消費者の権利と責任、司法参加の意義などに
関わる現実社会の事柄や課題を基に、憲法の下、適正な手続きに則り、法や規範に基づいて各人の意見や利害を公平・公正に調整し、個人や社会の紛争を調停、解決することなどを
を通して、権利や自由が保障、実現され、社会の秩序が形成、維持されていくことについて
理解すること。

※ 本指導案については、現行学習指導要領の公民科「現代社会」及び「政治・経済」において、その目標及び内容に即して工夫することにより、実施することも考えられる。

●指導計画【想定授業時間：50分】

進行 (所要)	内容	指導上の留意点
導入 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ●課題把握 <ul style="list-style-type: none"> ・「ワークシート1」を配布し、課題を把握させる。 	
展開① (15分)	<p>問1 【個人ワーク】ホウリス大学のカメ枠の導入は公正だろうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●個人ワーク <ul style="list-style-type: none"> ・第1印象として、カメ枠の導入が公正かどうか、その理由も含めて検討させる。 	<p>大学入試において、ウサギとカメで異なった取扱いをすることが公正といえるかどうか検討させる。</p> <p>なお、問を、「公正だろうか」ではなく、「納得できるか」としてもよい。</p> <p>検討後、必要に応じて、生徒がいずれを選択したか、挙手で確認する。</p>
	<p>問2 【個人ワーク】なぜ、ホウリス大学はカメ枠を導入したのか、【資料】を基に、ホウリス大学の立場から考えよう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●個人ワーク <ul style="list-style-type: none"> ・「資料」を配布し、資料を基に、ホウリス大学がカメ枠を導入した理由を考察させる。 	<p>ホウリス大学の立場から検討させる。</p> <p>検討後、必要に応じて、生徒から発表させる。</p>
	<p>問3 ホウリス大学は、カメ枠の導入理由を「植民地時代から続く種族間の格差をなくすため、一定期間に限って実施する予定である」と発表した。</p> <p>①【個人ワーク】(1)～(3)について考えよう。</p> <p>(1) ホウリス大学が達成しようとしている目的（種族間格差の解消）は合理的だろうか。</p> <p>(2) カメ枠の導入は、その目的を達成するための手段として合理的だろうか。</p> <p>(3) 以上の検討を踏まえ、カメ枠の導入が公正な提案といえるかどうか、もう一度考えよう。</p>	
	<ul style="list-style-type: none"> ●個人ワーク <ul style="list-style-type: none"> ・「ワークシート2」を配布し、(1)～(3)について検討させる。 ・「参考資料」を配布し、37ページを参考に「平等についての考え方」を説明した上で、検討を行わせてもよい。 <p>※この説明は、「まとめ」において行ってもよい。</p> 	<p>問1で考えた自分の考えを変更することは可能であることを伝えた上で、取り組ませる。</p> <p>(1) の検討に当たっては、現存する種族間の格差を放置して社会の分断が進むと、カメの貧困化による治安の悪化が生じ、社会全体としての犯罪発生率が上がる懼れがあることなど、ウサギ側から見ても、種族間の格差解消に取り組む理由があることを示すなどして、生徒が、この課題について実感を持ち、社会の一員として検討を行うよう促すことが考えられる。</p> <p>検討後、必要に応じて、生徒から発表させる。</p>



	<p>②【グループワーク】グループで意見交換をしよう。</p> <ul style="list-style-type: none">● グループワーク<ul style="list-style-type: none">・個人ワークの検討結果を踏まえ、グループ（4名程度）で議論させ、意見交換を行う。	<p>グループとして一つの結論を出すものではない。 他者と資料等に基づいた合理的な議論を行い、他者の意見を真摯に聞き、時には自らの意見を変え、より良い意見を創出していくことの重要性について理解させる。</p>
展開③ (5分)	<p>③【個人ワーク】グループワークを踏まえ、あなたが公正だと考える提案を考えよう。</p> <ul style="list-style-type: none">● 検討の際の留意事項として、ルールの内容を評価する視点を説明する。	<p>ルールの内容を評価する視点の説明に当たっては、以下を参照して説明する。</p> <ul style="list-style-type: none">● ルールづくり（ルールの在り方を考える）の概要「4 どのようなルールが良いか（ルールの内容）」→10ページ <p>※本指導案では、平等についての考え方を題材としているため、ルールの内容を評価する視点のうち、「平等性」についての説明・検討は省略する。</p>
	<p>● 個人ワーク<ul style="list-style-type: none">・グループワークを踏まえ、「公正だと考える提案」を検討させる。</p>	<p>他者との議論を踏まえ、自分の考えを客観的に捉えさせ、どのような提案であれば公正であるかを、新たなルールとして検討させる。 状況が変化した場合には、状況に応じてルールを変更するという、批判的かつ柔軟な思考が必要であることを理解させる。</p>
まとめ① (5分)	<p>● 発表<ul style="list-style-type: none">・生徒に検討結果を発表させる。</p>	<p>予想される生徒からの意見</p> <ul style="list-style-type: none">・カメの大学進学を促進するため、カメを対象とする奨学金等を支給する・カメには、入学試験の際、一定の点数を加算する・入学試験の結果、同じ点数の者が複数いた場合、カメを優先する
まとめ② (5分)	<p>● 講評<ul style="list-style-type: none">・展開③で検討させた「公正だと考える提案」が、ルールの内容を評価する視点を踏まえたものとなっているかを振り返らせる。・展開②において、「平等についての考え方」を説明していなかった場合には、展開②や展開③で出た生徒の意見を集約する形で、まとめとして、「参考資料」を配布し、37ページを参考に「平等についての考え方」について説明する。</p>	<p>提案（ルール）の内容を評価する視点からは、次のような説明が考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・手段の相当性：何を目的とした提案なのか、その目的は合理的なものか、その目的のために役に立つ提案なのか、役に立つとしても手段として適切（合理的）か。・明確性：意味がはっきりと分かるか、複数の解釈ができないか。

●平等についての考え方

「平等」は、「自由」とともに、近代立憲主義の中核を形成する概念であり、この二つは、相互に密接に関連する原理として捉えられています。

「平等」の考え方については諸説ありますが、一般に以下のように分類されています。

1 異なった取扱いを認めてよいかどうか

(1) 絶対的平等

各人の現実の差異は考慮せず、全ての取扱いにおいて絶対的に平等であることを要求し、異なった取扱いは一切認めるべきではないという考え方です。この事案でいえば、ウサギとカメとで異なった取扱いをすることは一切認められず、カメ枠の導入は公正とはいえない、という意見に親和的です。

(2) 相対的平等

各人の現実の差異を考慮せずに均一に取り扱うことは、かえって不合理な結果を生じさせることもあるとして、差異を考慮に入れた取扱いを認めるべきとする考え方です。

異なった取扱いがなされた場合、その区別が合理的なものであれば許容される一方で、不合理な区別は差別として禁止されることになります。

この事案でいえば、カメ枠の導入が合理的な区別と言うことができれば許容される一方で、不合理な区別であれば差別にあたり、許されないと言えるでしょう。

一般的に、日本国憲法第14条は相対的平等を意味していると解されています。

2 アファーマティブ・アクション（積極的差別解消措置）

社会的・構造的な差別によって不利益を被ってきた人々に対して、一定の範囲で特別の機会を提供するなど、実質的な機会均等を実現するために講じる暫定的な優遇措置のことを言います。アメリカにおいては、特に、人種・民族的マイノリティや女性に対し、大学入学や雇用における特別枠を設けるなどの優遇措置が行われてきた経緯があります。

歴史的に差別を受け続けてきた人々は、現在、その差別が解消されていたとしても、これまでの差別が原因で、社会的・経済的に弱い立場にあり、その他の人々と同じスタートラインに立つことが難しい場合もあるため、これらの人々に対し、「機会の平等」を実質的に保障するためには、これまでの差別によって生じた社会的・経済的不平等を是正できるだけの特別の積極的優遇措置をとる必要があるとするのが、アファーマティブ・アクションを肯定する立場からの根拠です。

他方、このような優遇措置に対しては、優遇措置を受けられない人々の「機会の平等」が奪われ「逆差別」となるといった指摘がなされるようになり、現在も、その是非については議論のあるところです。



【事例】

ホウリス国は、長らくウサギ国の植民地であり、原住民であるカメは、ウサギから迫害を受け、経済的に恵まれない生活を送っていた。その後、ホウリス国は今から約50年前に独立し、ホウリス国に残ったウサギと原住民のカメは一緒に暮らし始めた。

月日が流れ、現代に至り、ホウリス国におけるウサギとカメの人口比率は等しくなったが、植民地時代に迫害を受けていたカメは、相変わらず貧しい暮らしを送っており、豊かな暮らしを送っているウサギとの経済格差が、ホウリス国で大きな社会問題となっている。

そのような中、現在、在学生の80%以上がウサギであるホウリス大学は、来年度の入試から「入学定員の50%をカメ枠とする」という方針を発表した。

問1 【個人ワーク】ホウリス大学のカメ枠の導入は公正だろうか。

 公正だ 公正ではない

【理由】

問2 【個人ワーク】なぜ、ホウリス大学はカメ枠を導入したのか、【資料】を基に、ホウリス大学の立場から考えよう。

【理由】



ワークシート2



年 組 番 氏名 _____

問3 ホウリス大学は、カメ桦の導入理由を「植民地時代から続く種族間の格差をなくすため、一定期間に限って実施する予定である」と発表した。

① 【個人ワーク】(1)～(3)について考えよう。

(1) ホウリス大学が達成しようとしている目的（種族間格差の解消）は合理的だろうか。

<input type="checkbox"/> 合理的だ	・	<input type="checkbox"/> 合理的ではない
-------------------------------	---	----------------------------------

【理由】

(2) カメ桦の導入は、その目的を達成するための手段として合理的だろうか。

<input type="checkbox"/> 合理的だ	・	<input type="checkbox"/> 合理的ではない
-------------------------------	---	----------------------------------

【理由】

(3) 以上の検討を踏まえ、カメ桦の導入が公正な提案といえるかどうか、もう一度考えよう。

<input type="checkbox"/> 公正だ	・	<input type="checkbox"/> 公正ではない
------------------------------	---	---------------------------------

【理由】

② 【グループワーク】グループで意見交換をしよう。

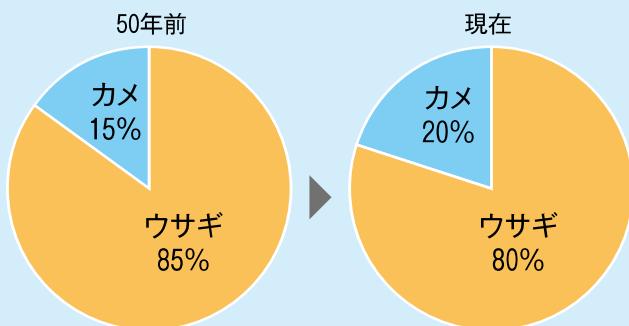
賛成派	反対派
【理由】	【理由】

③ 【個人ワーク】グループワークを踏まえ、あなたが公正だと考える提案を考えよう。

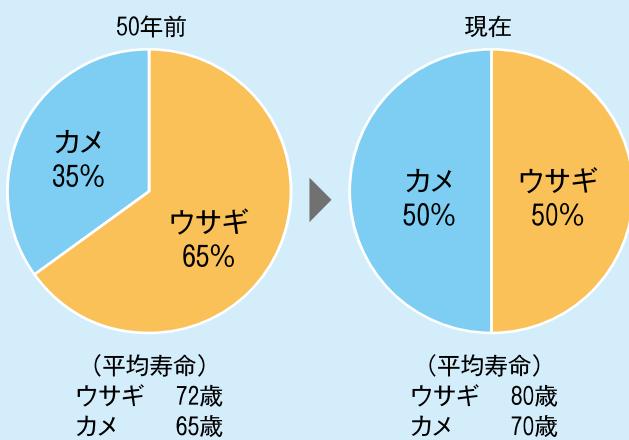
【公正だと考える提案】



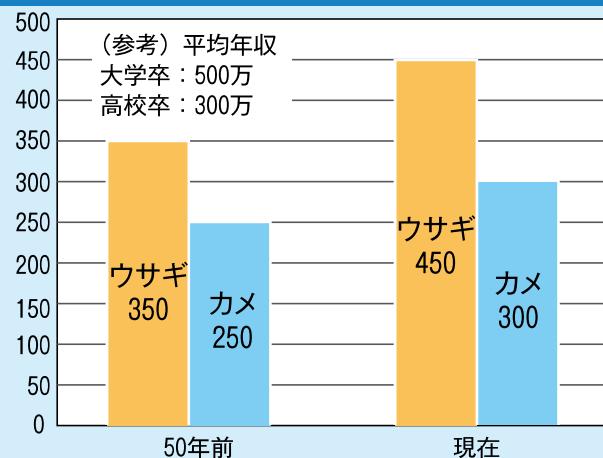
ハウリス大学の在籍比率

法教育マスコットキャラクター
「ホウリス君」

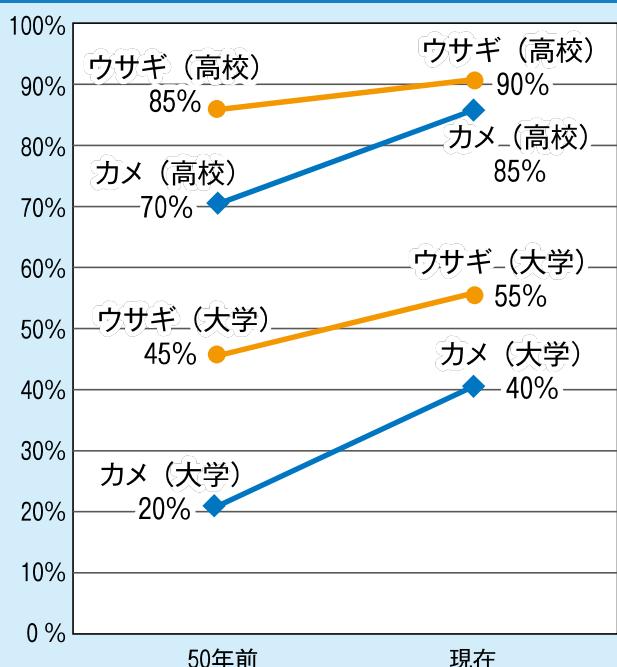
人口比率



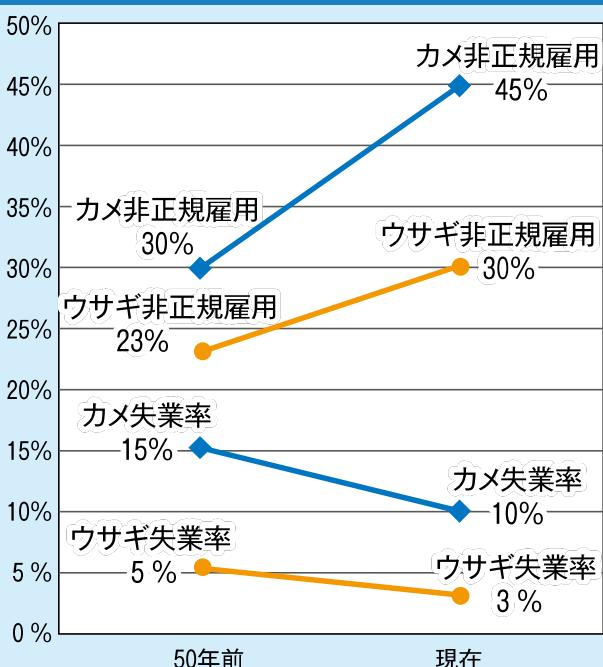
平均年収



進学率



失業率、非正規雇用割合



※ 非正規雇用：「パートタイマー」、「アルバイト」、「契約社員」、「派遣社員」などの、正規雇用以外の雇用をいう。



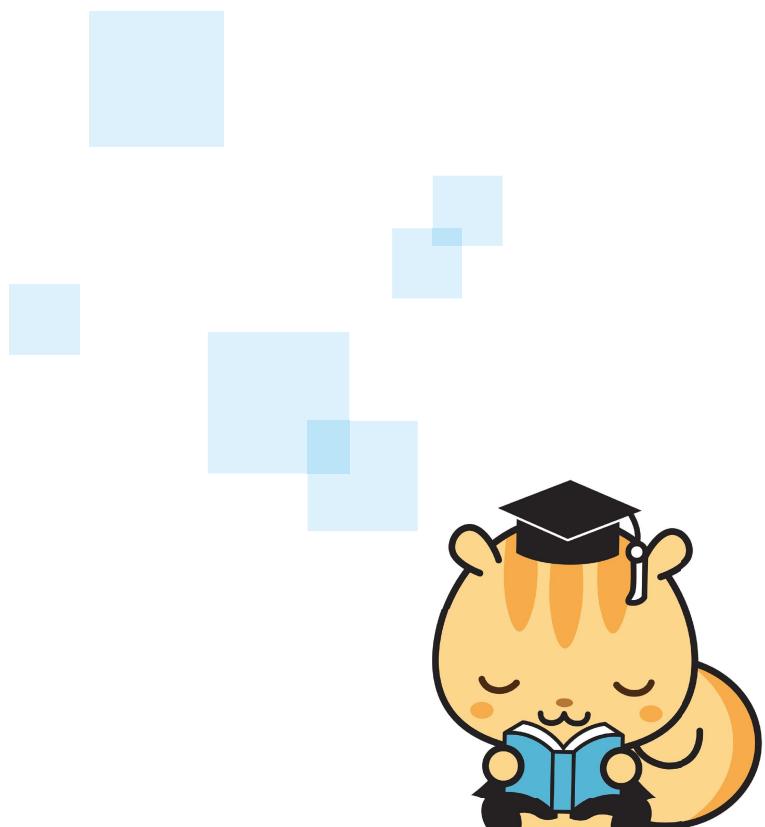
参考資料 平等についての考え方

【参考①】 異なった取扱いを認めてよいか

絶対的平等	現実に存在している違いを考慮せず、異なった取扱いは一切認めるべきではないという考え方
相対的平等	現実に存在している違いを考慮に入れた取扱いを認めるべきとする考え方 合理的な区別は許容されるが、不合理な差別は禁止される

【参考②】アファーマティブ・アクション

社会的・構造的な差別によって不利益を被ってきた人々に対して、一定の範囲で特別の機会を提供するなど、実質的な機会均等を実現するために講じる暫定的な優遇措置のこと



法教育マスコットキャラクター 「ホウリス君」